岩手県告示第207号

令和4年3月29日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1(1) 都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)
 - (2) 都市計画を変更した土地の区域 盛岡広域都市計画区域
 - (3) 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場
- 2(1) 都市計画の種類 区域区分
 - (2) 都市計画を変更する土地の区域
 - ア 市街化調整区域から市街化区域に編入する土地の区域
 - (ア) 盛岡市芋田字武道、東緑が丘及び西見前13地割の各一部 (別紙図面のとおり。)
 - (イ) 滝沢市鵜飼迫、鵜飼向新田、鵜飼先古川、土沢及び鵜飼御庭田の各一部(別紙図面のとおり。)
 - (ウ) 紫波郡矢巾町大字藤沢第3地割、第4地割及び第5地割並びに大字南矢幅第8地割、第9地割、第10地割及び第11地割の各一部(別紙図面のとおり。)
 - イ 市街化区域から市街化調整区域に変更する土地の区域
 - (ア) 盛岡市東緑が丘の一部 (別紙図面のとおり。)
 - (イ) 滝沢市下鵜飼及び鵜飼御庭田の各一部 (別紙図面のとおり。)
 - (3) 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び盛岡広域振興局土木部並びに盛岡市役所、滝沢市役所及び矢巾町役場
- 備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。